

給与明細の電子化自体を真っ向から否定するものではありません。
省資源・省力化の観点からむしろ歓迎すべきと思っています。

平成 26 年 3 月 11 日
科 所 長 会 議

「給与明細書の電子交付」の申請状況について

平成25年6月25日開催の科所長会議においてお知らせさせていただきましたとおり、平成26年2月17日支給日現在の「給与明細書の電子交付」の申請状況についてご報告いたします。

なお、すでにお知らせしているとおり、平成26年4月給与支給分より給与明細書は原則として電子交付となりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ですが、こういった一方的で高圧的な表現はいただけません！

集計区分	常勤教職員 (特定有期雇用教職員・再雇用を含む)			(特定) 短時間雇用教職員		
	教職員数	電子交付 人数	電子交付 の割合	教職員数	電子交付 人数	電子交付 の割合
部局	9,258人 (9,479人)	5,629人 (5,645人)	61% (60%)	5,064人 (5,274人)	2,689人 (2,650人)	53% (50%)
本部	633人 (645人)	594人 (582人)	94% (90%)	168人 (219人)	147人 (146人)	88% (67%)
全体	9,891人 (10,124人)	6,223人 (6,227人)	63% (62%)	5,232人 (5,493人)	2,836人 (2,796人)	54% (51%)

※出向・休職・休業者・長期休暇者・長期休業者等を除く
※()内は平成26年2月17日支給分における値

- 法律ではあくまでも**任意**であり**義務**ではない
- 必要ならいつでも**紙に戻す**ことが**可能**
Q&Aにある「やむを得ない理由」という文言は不必要

電子化がいまだに割合（比率）が低いのは、当局の説明不足や恣意的説明教職員の不信を招いているからである。この問題に限らず当局は丁寧、正確に説明する義務がある。そうであってこそ労使の信頼がうまれるものである。